

(様式1)

平成 24 年度 事業計画書

平成24年 3 月 30 日

施設名	新潟市高齢者支援センター(西川高齢者ふれあいセンター)		
団体名	社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会		
団体所在地	新潟市中央区八千代1-3-1		
代表者名	関 昭 一	設立年月日	昭和31年3月29日
担当者名	五十嵐 杉之	所 属	地域福祉課
電話番号	(025) 243 - 4366		
FAX番号	(025) 243 - 4376		
Eメール	info@syakyo-niigatacity.or.jp		

1 当該施設の管理運営の基本方針について

老人福祉法及び新潟市高齢者支援センター条例等関係法令を遵守し、当該施設の設置目的である在宅の虚弱な高齢者に対し閉じこもりの防止や心身状態の維持、介護予防を図るための事業を推進するため、利用者の立場に立った施設運営及び事業運営に努める。

また、施設管理についても安全及び公衆衛生に配慮し、適正な施設、設備及び備品等の保守管理を行うとともに、省エネルギー、省資源、廃棄物減量化や資源活用の効率化を図り、環境に配慮した事業運営・施設運営を心がける。

2 職員の配置について(職種, 人数, 雇用形態, 資格, 技能, 経験など)

配置職員	3名(3名でシフト交代)
雇用形態	正 職 1名(社会福祉主事) 臨時職員 2名 1日8時間で週30時間未満
経 験	西川高齢者ふれあいセンター開設以来、当センターに勤務(数名)

3 職員の研修計画について

職員の研修については、当会で受託実施している他の介護予防事業や生きがい対応型通所事業の管理運営状況等を定期的に情報交換するため会合等を設け、職員相互の意識向上や資質の向上を働きかけるとともに、他の機関が実施する研修会等に積極的に参加する。

4 個人情報の保護のためにとる措置について

現行では、当該施設の管理運営において職員が業務上知り得た個人のプライバシー等に関する情報については、外部に漏らさないように指導している。また、個人情報の記載されている書類等の管理もファイリングをし、第三者の知りえない所定の位置に保管することや、個人情報の記載されている書類を廃棄する場合についても、裁断の上破棄するよう指導している。

当会では、厚生労働省のガイドラインに基づき、「個人情報保護規程」「コンピューター情報システムの運用管理に関する規程」を整備している。職員等の従事者に対しては、研修会を行ったり、マニュアルを整備するなど、周知・徹底を図っている。

5 高齢者の心身状態に対する配慮について

利用者の身体の異常や、健康状態に十分に気を配りまた職員に対して何事も気軽に相談できるような雰囲気作りを心がける。

施設設置の目的である、閉じこもりの防止や介護予防の観点から、利用者から「来所することが楽しい」「次回の利用日が待ち遠しい」と思われるような事業内容を企画運営する。

6 利用者のニーズの把握と反映について

利用者から、施設の運営や事業メニュー等に対する要望を必要に応じ聞き取りやアンケートなどで把握し、今後の運営上の参考とする、また提案事項等については、組織内で検討の上予算等も勘案し、取り入れたほうが良いと思われる事項については積極的に取り入れ、利用者のニーズに応えていく。

7 苦情への対応について

平成17年11月に「福祉サービスに関する苦情解決制度実施要綱」を制定し施行しており、これにより法人内の苦情解決システムを体制化、利用者等のさまざまな苦情に迅速に対応する。

また、苦情解決に当たり一定の客観性と専門性を確保するため、学識経験者等の中から第三者委員を選任し、苦情解決に向けた助言や指導をいただくこととしている。

8 衛生管理について

1 浴衣、浴室、脱衣場の衛生管理

- ・浴槽、浴室、脱衣場の清掃は毎日清掃とする。(随時また利用終了後)
- ・浴槽、浴室は洗剤を使用し、ブラシ等で汚れを落とす。脱衣場は掃除機を使用し、脱衣棚は拭き上げをする。
- ・一週間に約1回以上の割合で浴槽、浴室の消毒を行う。また、一週間に1回以上の割合で棚やカゴを含め脱衣室の消毒を行う。
- ・浴槽は毎日換水を行い、また1年間2回水質検査を実施して、適正な浴室衛生管理を行う。

2 施設の清掃

- ・施設内の各箇所については、毎日清掃とする。(随時また利用終了後)
- ・フローア、廊下、ボランティア室等フローリング部分及び静養室(1)、(2)の畳敷き部分については掃除機やモップを使用しての清掃とする。
- ・便器内面は原則として週1回尿着色防除を行うものとし、便器外面及びその付帯部、その他衛生陶器は毎日専用洗剤等を使用して清掃を行う。
- ・塩ビ系床は水拭きし、拭き上げをする。
- ・茶器、食器等の洗浄乾燥は使用後速やかに行う。
- ・寝具は毎日の点検・消毒を行い、必要であればクリーニングする。
- ・月1回の割合で便所の消毒、ねずみ、昆虫等の点検を行う。
- ・月1回、清掃業者による定期清掃を行う。
- ・建物の周辺の除草については、西川社会福祉センターと共同し必要時に実施する。

9 地域との連携について

利用者だけの閉ざされた施設ではなく、広く住民の協力を得てボランティアの受け入れを積極的に行い、利用者との交流を深めていただくよう心がける。

交流会等の事業を企画、地域の社会見学行事を行い、地域に開かれた施設運営を行う。

10 他の老人福祉センターとの連携

老人福祉センター等と当施設で情報交換をはかり相互の連携を深める。

いこいの家西川荘で実施しているレクリエーション、身会、健康教室等と、当施設の高齢者卒業等の相互交流を図り介護予防、健康増進の向上に努める。

11 緊急時の対応について

1 防犯の対応について

施設の夜間警備については別途業務を再委託するものとする。また、職員が勤務している時間帯についても、防犯には最大限注意を払い業務を励行する。職員の勤務時間内外を問わず緊急性のある事項が生じた場合には、緊急連絡網等により上司、西蒲区役所健康福祉課、関係各所等の判断を仰ぐ。

2 防災の対応について

年1回以上避難訓練を実施するなど、火災や災害が発生した場合における利用者等の安全確保を常日頃から意識し、防災に努める。

3 その他、緊急時の対応について

その他における緊急時についても、緊急連絡網により上司、西蒲区役所健康福祉課、関係各所の判断を仰ぐ。

また、緊急を要し職員が必要となった場合は、西蒲区社会福祉協議会へ連絡し協力を得る。そして、利用者の体調に関する緊急事項に備えて、AEDや救命救急などで職員の訓練及び教育を行う。

12 健康づくり、介護予防についての情報の收拾及び提供について

事業のメニューに健康づくりのための講話や介護予防のためのレクリエーションなどを取り入れ利用者の意欲を高めるよう取り組む。

また、地域包括支援センターなどと連携を図り情報を共有したりして積極的に情報収集に取り組み、また必要な情報は利用者によりわかりやすく掲示する等情報提供を行う。

13 高齢者生きがい推進事業等実施に関する提案について

利用者の閉じこもりの防止と心身維持の一環として、平成 24 年度西川高齢者ふれあいセンター年間計画(別紙参照)を積極的に実施する。

14 サービス内容向上に関する提案について

介護予防のひとつとして生きがい活動支援を事業として実施する。

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域社会への積極的参加の促進と自立生活を確保するための支援及び要介護状態ならないように、集い、交流の地域の間となる通所によるサービスを提供します。

また、日常の動作訓練等から趣味活動等の活動事業を実施、実施にあたり、健康福祉課・各種関係機関等と連携をとりながら、施設の状況や利用者の要望を把握して、計画的に実施しサービス内容向上につなげます。

15 経費削減のための工夫について

当会では経理規程に契約の種類、金額に応じた一般競争入札の基準を定めているほか、予定価格が小額であるため随意契約としているものについても、複数の業者から見積もり合わせを行うなどして経費の節減に努めている。

また、新潟市が掲げる環境マネジメントシステムに協力し、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量化などに積極的に取り組む。また、利用者の少ない時など(年末年始、お盆など習慣性)は、関係各所と協議し休館として経費の削減に努める。

平成24年度 西川高齢者ふれあいセンター 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
業務日数	20	21	21	21	23	19	22	21	19	19	18	21	245
行事	お花見会	花壇作業	社会見学	七夕		社会見学		芸術文化祭	クリスマス会	正月	節分	ひな祭り	
ところ (予定)	地区内公園等健康センター	当施設内	地区内商店街	当施設内		地区内商店街		当施設内	当施設内	当施設内	当施設内	当施設内	

※ 各週毎、レクリエーション(機能訓練)実施

DATA 2012/4/3

※ 各月毎、誕生会実施